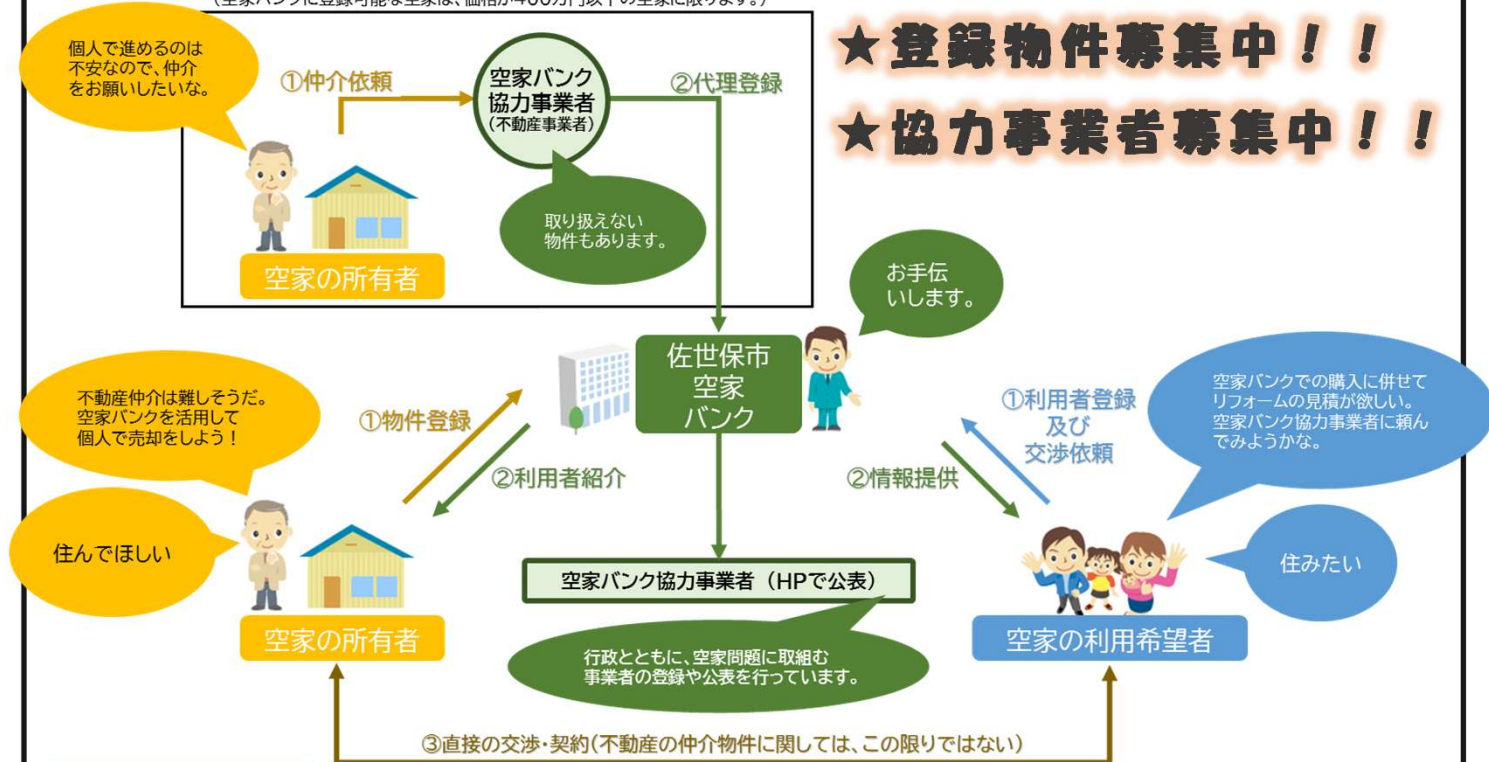


住んで欲しい人と住みたい人をマッチング 「佐世保市空家バンク」のご案内

空家の活用をご検討中の皆さま、「空家バンク」をご利用ください！

民間の不動産事業者を通じて空き家バンクに登録する場合
(空家バンクに登録可能な空家は、価格が400万円以下の空家に限ります。)



「空家バンク」とは

空家バンクとは、賃貸や売却を希望する空家の所有者と空家に住みたい、活用したい方をつなぐ取組です。空家所有者の皆さんから頂いた情報をホームページで公開し、空家の利用希望者に情報発信を行います。

空家の所有者の方へ

売買や賃貸をお考えの空家所有者の方からの登録を随時受け付けています。(登録無料)

登録することができる空家は、個人が所有する戸建て住宅、兼用住宅、長屋、共同住宅で、人が居住していないもの(居住しなくなる予定の住宅も含む)に限ります。

空家の利用を希望される方へ

空家の利用を希望する場合、事前に空家バンクの利用者登録が必要です。

利用者登録後に希望物件があった場合は、交渉依頼の申し込みをいただき、空家の所有者へとお繋ぎします。

事業者の方へ

空家の相談窓口の設置並びに空家等の所有者等及び利用希望者の依頼に基づき取引等を仲介、又は維持管理に資する事業を実施する事業者を募集します。

※協力事業者となることができる者には要件がございますので、詳しくはホームページをご覧になるか、担当課へお問い合わせください。

佐世保市 都市整備部 住宅政策課

【お問い合わせ】 TEL : 0956-37-8567 FAX : 0956-25-9678
E-Mail : akiyabank@city.sasebo.lg.jp

空家バンクホームページのご案内



<http://sasebo-kurashi.jp/>



よくあるご質問 Q&A

空家所有者の方向け

Q. そのままでは住むことが難しい空家でも登録できますか。

A. 原則可能です。

修繕やリフォーム等が必要な場合も想定しております。ただし、著しく老朽化しているものや、相続の整理ができていないもの、抵当権に設定がある場合など登録できない場合があります。

Q. 価格設定はどうしたらよいですか。

A. 所有者で設定していただきます。

近隣の不動産物件の価格を参考にされる方もいらっしゃいます。

Q. 鍵は預かってくれるのですか。

A. ご自身で管理して頂きます。

登録時の市職員による調査や、利用希望者から内見の希望があった場合のご対応をお願いします。

Q. 空家バンクサイトを見た人から、直接電話が掛かってきたりするのですか。

A. 空家の利用希望者から直接電話が掛かることはありません。

利用希望者は、交渉したい物件が決まったら、市役所に交渉申込書の提出を頂きます。その後、市役所から利用希望者の連絡先等を記載した書類をお送りしますので、空家所有者から連絡を取っていただきます。

Q. 個人間での交渉・契約とありますが、契約書などを作ることが難しいです。

A. 交渉・契約等に係る一切については、市の関与はありません。

参考として、国土交通省のホームページから「賃貸住宅標準契約書」の取得が可能なほか、不動産団体が契約書ひな形などをインターネットに公開しています。また、本制度の利用に関しては、司法書士へ契約書作成の依頼や仲介業者への契約手続きの依頼を妨げるものではありません。

空家利用者の方向け

Q. 物件契約までの手続きの流れを教えてください。

A. 次のような流れになります。

①空家バンクを利用したい。

→「空家バンク利用者登録申請書」に必要事項を記入し、市役所へ申し込みください。

②登録完了後、内見や交渉をしたい物件が見つかった。

→「空家バンク登録物件交渉申込書」の様式に必要事項を記入し、市役所へ申し込みください。

③空家所有者との連絡

→数日後、空家所有者から連絡がありますので、内見の日程調整や交渉を始めてください。

④成立しなかった場合

→②に戻ります。なお、利用者登録の有効期間は2年間となります。

期間を超えた場合は再度①の手続きを行っていただきます。

